

沖縄キリスト教学院大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 沖縄キリスト教学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく人間形成を教育の基本方針とし、幅広い視野に立って精深な学識を授け、さらに高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養い、広く国際的貢献に寄与する人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価、改善等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら評価及び点検を行い、その結果について教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価に関する実施体制等は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第3条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻

2 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第3条の2

1 異文化コミュニケーション学研究科の教育研究上の目的

グローバル化、情報化時代に即し、多様なコミュニケーション能力を備えた人材および研究者を養成すること。

2 異文化コミュニケーション学専攻の教育研究上の目的

(1) 多様な国際交流能力を備える専門的職業人及び研究者の養成を図ること。

(2) より高度な専門知識を備えた英語教員及び研究者の養成を図ること。

(入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりである。

研究科・専攻	課 程	入学定員	収容定員
異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻	修士課程	5人	10人

第2章 教員組織

(教員組織)

第5条 本大学院における研究の指導は、原則として本学教授が行い、授業は、教授及び准教授が担当する。ただし、必要がある場合には兼任教員が担当することができる。

2 本大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第6条 本大学院に、沖縄キリスト教学院大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、研究科長がその職務を代行する。

4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の構成)

第7条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 人文学部長
- (4) 大学院を担当する専任の教授のうちから学長が指名した者 2名

2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数の議決をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定改廃に関すること。
- (2) 学位の授与等に関すること。
- (3) 大学院の自己点検・評価及び改善に関すること。
- (4) 研究科長の選考に関すること。
- (5) 大学院に係る人事、予算及び施設整備等に関すること。
- (6) 客員教授の選考に関すること。
- (7) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第9条 本大学院に研究科長を置き、本大学院を担当する専任の教授のうちから委員会が選出する者をもって充てる。

2 研究科長は、研究科の運営を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第10条 本大学院に研究科委員会を置き、本大学院を担当する専任の教授及び准教授をもって構成する。

2 研究科委員会は、研究科長が召集し、その議長となる。

3 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する教授がその職務を代行する。

4 研究科委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

6 人事、学位授与に関する議事を審議する場合には、第4項及び前項の規定にかかわらず、委員の3分の2以上の出席でもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

7 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第11条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院教員の資格審査に関すること。
- (2) 学位授与の審査に関すること。
- (3) 学生の入学、休学、退学等の身分及び賞罰に関すること。
- (4) 教育課程及び履修方法に関すること。
- (5) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (6) 研究科の自己点検・評価及び改善に関すること。

(7) その他研究科に関する重要事項

第4章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年等との準用)

第12条 本大学院の学年、学期及び休業日は、沖縄キリスト教学院大学学則（2004年4月1日制定。以下「学部学則」という。）第14条、第15条及び第16条の規定を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本大学院の修業年限は、2年とする。

2 学生が止むを得ない事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、教育上支障のない限り、その修業年限について2年を超えることができる。

(在学年限)

第14条 本大学院における在学年数は、4年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (5) その他研究科委員会が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第17条 本大学院に志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第18条 入学志願者に対しては、選抜試験を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、面接、出身大学の成績証明書等を総合して入学者を決定する。

3 前項の選抜の方法、時期等に関しては、11月、2月及び3月に実施する。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書等を提出するとともに第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の延納を願い出た者は、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(休学)

第20条 病気その他の止むを得ない理由により3ヶ月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書又は理由書を添えて学長の許可を得なければならない。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる者に対して、研究科委員会の議を経て休学を命じることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第22条 休学者が復学を希望するときは、復学願を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(留学)

第23条 在学中に外国の大学院に留学を希望する者は、留学願を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得て留学することができる。

2 許可を得て留学した者は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本大学院の在学期間に算入することができる。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第24条 本大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第25条 学長は、前条の規定による退学者で、再入学を希望する者については、研究科委員会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第26条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員がある場合に限り、研究科委員会の議を経て1年次に入学を許可することができる。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第14条に定める在学年限を超えた者

(2) 第21条第1号に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(4) 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(5) 休学及び休学延長の許可を得ない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第28条 本大学院は、その研究教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第29条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施する。

(授業科目及び単位数)

第31条 本大学院における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算基準)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 修士論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これらの学修の効果を評価して適切な単位を授与することができる。

(成績評価基準等の明示)

第33条 本大学院は、学生に対して授業と研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文にかかわる評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準に従って適切に行うものとする。

(履修方法)

第34条 本大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第35条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業及び研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協議に基づき学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 学長は、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、前条の規定により研究科委員会の議を経てみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の認定)

第38条 履修科目の単位取得の認定は、試験等により担当教員が行うものとする。

2 試験等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第40条 本大学院の修了要件は、大学院に2年以上在学し、講義科目あるいは演習科目30単

位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

第41条 修士論文及び最終試験の可否は、論文等審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した者について行う。

第9章 学位

(学位の授与)

第42条 学長は、修士論文の審査及び最終試験に合格し、第40条に定める修了の要件を満たした者には、研究科委員会の議を経て修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、次の修士の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	学位
異文化コミュニケーション学研究科	異文化コミュニケーション学専攻	修士課程	修士(異文化コミュニケーション学)

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 本大学院において、中学校教諭専修免許状又は高等学校専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、第40条に規定する授業科目のほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員専修免許状	免許教科
異文化コミュニケーション学研究科	異文化コミュニケーション学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実資金の額は、次表のとおりとする。ただし、本学の卒業生の入学金は、半額とする。

入学検定料	30,000円	
入学金	120,000円	
授業料	370,000円	(年額)
教育充実資金	100,000円	(年額)

2 前項の納期及び学費の納入方法等については、本学学則第53条の規定を準用する。

第12章 特別聴講学生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づきその履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(科目等履修生)

第46条 学長は、大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

(研究生)

第46条の2 学長は、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第47条 学長は、外国人で大学院において教育を受けることを目的で入国し、入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て入学を許可することができる。

2 外国人学生は、定員外とすることができる。

第13章 賞 罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第49条 学長は、学生が大学院学則等諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経てこれを懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他大学院学生としての本分に著しく反した者

第14章 奨学制度

(奨学制度)

第50条 本大学院は、大学院学生の研究を奨励するため奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雑 則

(準用規定)

第51条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、学部学則及び学部諸規程を準用する。

2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」に、「教授会」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項及び改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附則

この学則は、2008年4月1日から施行する。